

東急グループの皆さまへ

所得補償保険のご案内

《所得補償保険》

保険期間：2026年10月1日午後4時～2027年10月1日午後4時（1年間）

本パンフレットには「所得補償保険 パンフレット別冊」が付いています。お申込みの際には必ずあわせてご確認ください。



割引率 33.5%適用!!

（団体割引 30%（※）、損害率による割引 5%）

（※）前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。毎年割引率の見直しを行っているため、保険料は変動いたします。

保険金額の設定については、1 か月あたりの保険金額が年収（含む賞与）の平均月間所得額の 50% の範囲内で加入口数をお決めください。

申 込 締 切 日 **2026年8月31日(月)**

次のいずれかに該当する場合にはインターネット手続き画面のご入力、または「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
・この保険制度に新規加入される場合 ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など） ・既にご加入されているがご継続されない場合

手 続 き 方 法

WEBでの変更手続き：東急保険コンサルティングホームページの専用サイトにてお手続きください。
URL、二次元コードは同封の別紙ご案内に記載しております。

（新規契約、紙でのお手続き希望の際は＜代理店・扱者＞までご連絡ください。）

本契約は自動継続のため、前年からお加入されている方につきましては、ご加入内容の変更や継続停止のお申し出がない場合、前年ご加入の内容に応じたセット・口数でのご加入となります。

（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

払 込 方 法

2026年12月分給与より控除開始（12回払）

ご退職時の 注意事項

保険始期月（もしくは中途加入月）から 2 か月後に保険料の給与控除が開始されているため、ご退職時に未払込保険料の精算が必要となります。

「所得補償保険 パンフレット別冊」をあわせてご覧ください。

・このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードのリンク先に掲載の「所得補償保険パンフレット別冊」にてご案内しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただきますようお願いいたします。

・PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



所得_71492

お問い合わせは

〈代理店・扱者〉

東急保険コンサルティング株式会社

リテール営業部 リテール営業グループ

所在地：〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-16-14

TEL：0120-109-601

営業時間：10:00～17:00

（土日祝・年末年始および5月1日は休業）

URL：<https://www.tokyu-hoken.co.jp/>

〈引受保険会社〉

（幹事会社） 三井住友海上火災保険株式会社

企業営業第三部第四課

所在地：〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

（御茶ノ水ソラシティ 22 階）

TEL：03-6877-4492

東急株式会社

所得補償の必要性

「所得補償保険」は、ケガや病気で働けなくなったときに備える保険です！

働けなくなったときの備えは十分でしょうか

もし皆さまが突然のケガや病気で働けなくなった場合でも、毎月の生活費や住宅ローンの支出は続きます。また、昨今の社会保険料負担の増加・税収不足による増税策の実施等といった社会制度改定も踏まえると、皆さまが抱える所得喪失によるリスクに備える必要性は高まってきています。

生命保険や医療保険で備えは十分でしょうか

生命保険は遺族補償としては有効ですが、死亡保険金を中心となっています。

また、近年普及している民間保険会社が取り扱う医療保険は、その多くが入院を要件としています。

このように、皆さまが働けなくなった場合の所得喪失の補償としては、生命保険、医療保険ともに、十分とは言えません。

長期入院の実態については一般にあまり知られていませんが、日本では、退院患者（年間約 135 万人）の 3.7% が 3 か月超の長期入院となっています。（平成 29 年厚生労働省「患者調査」による）

このような背景からも、突然のケガや病気で働けなくなったときの所得喪失に対して、所得補償保険で備えましょう。

4つのメリット

1 割引率 33.5%（団体割引 30%、損害率による割引 5%）

この契約は団体契約で30%の団体割引が適用されます。

この団体契約における過去一定期間の保険料の合計とお支払いした保険金の合計の割合に応じて、損害率による割引が適用されます。



2 24時間いつでも補償

- ケガ・病気の発生は業務中・業務外を問わず 24 時間いつでも補償の対象となります。
- ケガ・病気による入院中だけでなく、医師の治療を受けながら自宅療養し、働けなくなった場合も補償します。
- 健康保険や労災保険、生命保険などとは関係なく補償します。



3 生活サポートサービスをセット

健康・医療・介護などに関するご相談や、税務・暮らしのトラブルに関するご相談を通話料無料でお受けする「生活サポートサービス」をご利用いただけます。

（本契約の幹事引受保険会社である三井住友海上の提供）



4 医師の診査は不要

ご加入の際、健康状態について告知していただくだけでよく、医師による診査の必要はありません。

この保険は、ケガや病気で働けなくなり、
収入が減少したときにお役に立ちます。



交通事故でケガをして入院し、
働けなくなったとき



病気^(注)により、医師の治療を受けながら
自宅療養し働けなくなったとき



(注)精神障害(うつ病等)を原因として発生した就業不能はお支払対象外です。

「所得補償保険」で準備をすれば・・・



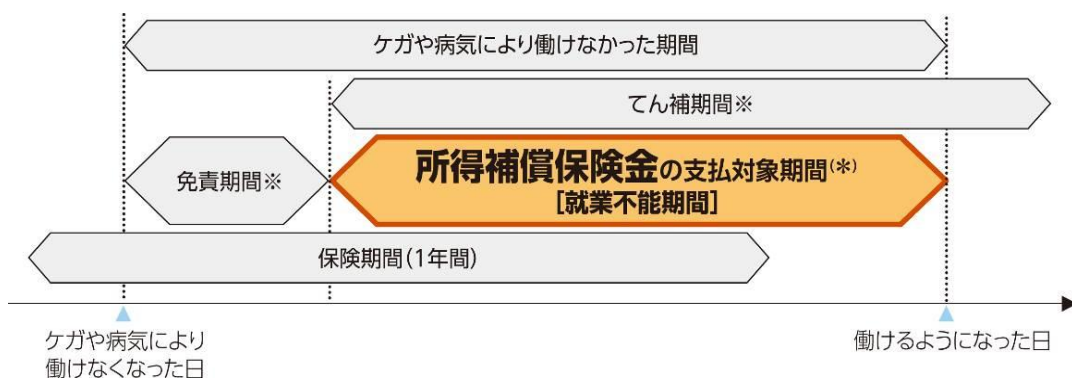
収入が減少したときの備えができます！

<所得補償保険金のお支払対象期間について>

免責期間を超えてケガや病気^(注)により働けなかった期間に対して所得補償保険金をお支払いします！

(注)精神障害(うつ病等)を原因として発生した就業不能はお支払対象外です。

詳細はパンフレット別冊の「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。



※印を付した用語については、パンフレット別冊の「※印の用語のご説明」をご覧ください。

【(*)所得補償保険金のお支払いイメージ】

以下の金額はあくまで一例です。実際にご加入いただく金額は次ページでご確認ください。

●所得補償保険金額:10万円(月額) ●上記図 所得補償保険金の支払対象期間(就業不能期間):8か月

〔所得補償保険金額〕
10万円(月額)

×

〔就業不能期間〕
8か月

=

〔お客さまの受取金額〕
80万円

1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金の額を決定します。

保険金額および保険料

1口あたりの補償内容

● 保険金額(月額)	1万円
● てん補期間※	1年間
● 免責期間※	7日間

加入限度口数:100口

平均月間所得額※の50%の範囲内で加入口数をお決めください。

(例)平均月間所得額 20 万円の場合:10 口まで
40 万円の場合:20 口まで

* 詳細は次ページの『◆保険金額設定について』をご参照ください。

1口あたりの月払保険料 (2026年 10 月 1 日時点の本人の満年齢)

年 令 \ セット名	A セット (職種級別 1 級) 事務職等	B セット (職種級別 2 級) 設備関係、鉄道関係等	C セット (職種級別 3 級) バス運転士・警備員等
20~24才	52 円	59 円	70 円
25~29才	58 円	67 円	79 円
30~34才	72 円	83 円	97 円
35~39才	90 円	104 円	121 円
40~44才	112 円	129 円	151 円
45~49才	134 円	154 円	181 円
50~54才	155 円	179 円	210 円
55~59才	166 円	191 円	224 円
60~64才	175 円	201 円	236 円
65~69才	210 円	241 円	283 円

* 2026年10月1日時点で満70才以上になられた方は、所得補償保険から自動脱退となります。

※印を付した用語については、パンフレット別冊の「※印の用語のご説明」をご覧ください。

● 上記は職種級別 1 級(事務職等)、2 級(設備関係、鉄道関係等)、3 級(バス運転士・警備員等)の保険料です。

各セットの職業名・職種名は次ページの「職業名、職種名」の表をご参照ください。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

★職種が変更になった場合、正しい職業のセットに変更をお願いします。

● 年齢は、保険始期(2026年10月1日)時点での満年齢となります。

● 免責期間とは、就業不能※になった日から起算して、保険金お支払いの対象とならない期間をいいます。したがって、免責期間 7 日間の場合、就業不能になって8日目からが保険金お支払対象期間となります。

職業名、職種名	職種コード	職種級別	加入セット
事務職	121	1 級	Aセット
店舗販売員、営業（危険物を取扱う場合等、一部異なります。）	141		
マンション管理人	891		
金属精錬、科学窯業、食品、農業、電気（危険物を取扱う場合を除きます。）	021	2 級	Bセット
看護師	044		
介護福祉士	049		
鉄道関係（電車運転士・車掌・駅務掛等）	311		
食品製造作業員	641		
設備関係（設備の点検、管理・フロント・調理人・ウェ이터・キャディー等）	831		
屋内清掃業	911	3 級	Cセット
自動車運転関係（バス運転士・タクシー運転者等）	331		
警備員	811		

* 職業名は、例ですので詳細は代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。

◇ 保険金額設定について

保険金額が平均月間所得額※を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いいたしません。

そのため、保険金額の設定については、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご考慮のうえ、平均月間所得額※の50%以下で適切な保険金額をお決めください。（就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。）

【保険金額の設定例】平均月間所得額※30万円の場合、設定いただける保険金額は 15 万円以下(15 口まで)

[平均月間所得額※]
30 万円

×

50%

=

[設定いただける保険金額]
15 万円

■【所得補償保険】 引受ガイドライン

所得補償保険では、独自の引受ガイドラインを設定しており、引受ガイドラインに抵触した場合は、翌年度以降引受ができない等加入条件の制限をさせていただく場合がございます。

なお、引受保険会社は次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を、代理店・扱者に提供することがあります。

区分	内容	補足	引受ガイドライン
A	モラルリスク	・飲酒運転等の法令違反 ・事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合、など	基本的に翌年度以降の保険契約については、お引受けできません。また、保険金請求の内容によっては、総合的な判断によりお引受けできない場合がありますので、予めご了承ください。
B	その他、割引率維持の観点から右記事故に該当する場合	・通常の傷病事故に比べて休業期間が非常に多いと判断される事故で、引受保険会社より個別に加入内容について見直すよう、申し入れが行われた場合、など	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、総合的な判断により現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

ご注意事項（必ずお読みください）

保険契約者・お申込人となれる方・被保険者（補償の対象者）本人となれる方

- この保険は東急株式会社が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となれる方は東急株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限りです。（注）パート社員はご加入できません。
- この制度で被保険者（補償の対象者）本人^(*)となれる方の範囲は、東急株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。かつ、現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点で満20才以上69才以下の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限りです。
（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

共同保険について

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。（なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいご案内します。）

（幹事会社）	三井住友海上火災保険株式会社
（非幹事会社）	東京海上日動火災保険株式会社
	損害保険ジャパン株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

加入者証は WEB でご覧ください

昨年度より、紙の加入者証を廃止いたしました。

「三井住友海上ご契約者さま専用ページ」にご登録いただく事により、加入者証が WEB で確認できます。

加入者証の閲覧方法はパンフレット裏面の「ご契約者さま専用ページでの加入者証の閲覧方法」にてご確認ください。

（注）お客さまコードは、パンフレット裏面の「ご契約者さま専用ページでの加入者証の閲覧方法」に記載のお問合せフォームよりお問合せください。

- 募集するセットに付帯されている特約

条項名	保険金の種類	セット名
補償条項、基本条項	所得補償保険金	A,B,C

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは	万一、ケガをされたり、病気になられた場合は
「三井住友海上お客さまデスク」	遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
0120-632-277（無料）	24時間365日事故受付サービス
「チャットサポートなどの各種サービス」 https://www.ms-ins.com/contact/cc/ こちらからアクセスできます。	「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189（無料） 事故はいち早く



生活サポートサービス

ご相談
無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。所得補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



◆メンタルヘルス相談

平日 9:00～21:00

土曜日 10:00～18:00

■上記以外

年中無休 24 時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職が応えます。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談（一部予約制）がご利用いただけます。

■メンタルヘルス相談

メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。

*対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1人につき年間5回までとなります。

■診断サポートサービス

（各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス）

提携機関をご紹介します。

また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。

*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供（産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応）する女性専用のサービスです。

また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師（一部予約制）が対応します。

介護



年中無休 24 時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・ 行方不明時の 対応相談

年中無休 24 時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。



■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

暮らしの相談



平日 14:00～17:00

■暮らしのトラブル相談（法律相談）

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・ 紹介サービス

平日 10:00～17:00

■子育て相談（12才以下）

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問、ボランティア情報

■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売
- 緊急通報サービス
- ベビーシッター



健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

- *平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金を行います。
- *お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りです。
- *本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- *本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

加入者証のご登録方法

ご契約者さま専用ページに未登録の場合






二次元コード読みとり
<https://opk.ms-ins.com/opkmsuser/AAU91.xhtml>

加入者証または案内状に記載されているお客さまコード 1・2 を入力し、次へをタップ

メールアドレス(ユーザーID)、パスワード入力

加入者氏名、生年月日を入力

利用規約に同意にチェックをし、次へをタップ

入力内容に誤りがないことを確認し 次へをタップ

登録完了

※氏名カナ、生年月日は加入者証の内容と一致させる必要があります。

ご契約者さま専用ページに登録済の場合






二次元コード読みとり、ご契約者さま専用ページへ
<https://opk.ms-ins.com/opkmsuser/AAU91.xhtml>

ログイン後、マイメニューをタップ

契約中の保険を追加するをタップ

団体損害保険 専用ボタンをタップ

加入者証または案内状に記載されているお客さまコード 1・2 を入力し、次へをタップ

入力内容・追加する加入者情報を確認し追加するをタップ

契約追加完了

三井住友海上火災保険株式会社
 MS&AD INSURANCE GROUP

(注1) スマートフォンに二次元コードリーダー機能がない場合は、三井住友海上公式サイトからご登録ください。
 (注2) 画面は予告なく変更になることがあります。

- お客さまコード1・2がご不明な方は、右記のフォームへお問合せください。
- 一度ご登録いただくと、加入者番号に変更がない場合、次年度の契約の加入者証は自動的に追加されます。

登録完了です。次回以降、ID・パスワードの入力が不要となる『LINE連携』をおすすめします。詳細はこちら⇒

お問合せ先
 東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 リテール営業グループ
 お問合せフォーム https://www.tokyu-hoken.co.jp/shain/web_otoiawase.php

